

資料- 1 苫小牧法務総合庁舎整備等事業に関する事業契約書（案）

頁	項目	訂正前	訂正後
9	第 14 条 3 項	( 4 行目 ) ...当該契約書を提示し、...	当該契約書の写しを提出し、...
41	別紙 1 契約金額の内訳 内訳書の改定については別添参照。		
44	別紙 2 24	( 1 行目 ) ...とは、本契約を解除した場合の「発注者」の選択した支払方法に対応する本契約解除時点の国の調達金利と、「支払金利」算定の基礎となった平成 17 年 4 月 1 日時点で改定された金利のいずれか低い利率に基づき、本契約解除時点から支払日までに生じた利息をいう。	...とは、本契約を解除した場合の「発注者」の選択した支払方法に対応する「支払金利」をいう。
44	別紙 2 39	( 1 行目 ) ...とは、「本施設」の「施設整備業務」の実施により「事業者」が負担する資金調達に必要な融資等に係わる金利をいう。	...とは、本契約が引渡し日までに解除された場合には、「本施設」の「施設整備業務」の実施により「事業者」が負担する資金調達に必要な融資等に係わる金利をいい、本契約が引渡し日後に解除された場合には「施設費」を分割支払することに対して「発注者」が支払う金利をいう。

資料- 2 業務要求水準書

頁	項目	訂正前	訂正後																														
2-27	表 2-5-7 室配置連関表（検察庁支部）	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>同一室</th> <th>隣接</th> <th>近接</th> <th>離隔</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検察庁支部</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>仮監同行室</td> <td></td> <td>弁護人 接見室</td> <td>被疑者専用 出入口</td> <td>待合室1、 調室諸室</td> </tr> </tbody> </table>		同一室	隣接	近接	離隔	検察庁支部					仮監同行室		弁護人 接見室	被疑者専用 出入口	待合室1、 調室諸室	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>同一室</th> <th>隣接</th> <th>近接</th> <th>離隔</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検察庁支部</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>仮監同行室</td> <td></td> <td>弁護人 接見室</td> <td>仮監同行室 用出入口</td> <td>待合室1、 調室諸室</td> </tr> </tbody> </table>		同一室	隣接	近接	離隔	検察庁支部					仮監同行室		弁護人 接見室	仮監同行室 用出入口	待合室1、 調室諸室
	同一室	隣接	近接	離隔																													
検察庁支部																																	
仮監同行室		弁護人 接見室	被疑者専用 出入口	待合室1、 調室諸室																													
	同一室	隣接	近接	離隔																													
検察庁支部																																	
仮監同行室		弁護人 接見室	仮監同行室 用出入口	待合室1、 調室諸室																													
3-2	3.(5)警備業務	施設の災害や侵入者等に対する職員や来庁者の安全確保・財産保全を目的とした警備	施設の災害等に対する財産保全を目的とした警備																														
4-18	セキュリティの設定		資料2 - 4 参照																														
4-51	各室の勤務時間、清掃業務の業務範囲等(検察庁支部)		資料3 - 2 参照																														

資料- 5 PFI 事業費の算定及び支払方法

頁	項目	訂正前	訂正後						
1	1(1) PFI 事業費の構成	<table border="1"> <tr> <td>施設整備費</td> <td>割賦金利</td> <td>「事業者」の借入に係わる金利等</td> </tr> </table>	施設整備費	割賦金利	「事業者」の借入に係わる金利等	<table border="1"> <tr> <td>施設整備費</td> <td>割賦金利</td> <td>施設費を割賦支払することに関する金利</td> </tr> </table>	施設整備費	割賦金利	施設費を割賦支払することに関する金利
施設整備費	割賦金利	「事業者」の借入に係わる金利等							
施設整備費	割賦金利	施設費を割賦支払することに関する金利							
1	同上	<table border="1"> <tr> <td>その他の費用</td> <td>                     「事業者」の運営費                      「事業者」の利益に対する法人税                      「事業者」の税引後利益                      その他「事業者」が必要とする経費                 </td> </tr> </table>	その他の費用	「事業者」の運営費 「事業者」の利益に対する法人税 「事業者」の税引後利益 その他「事業者」が必要とする経費	<table border="1"> <tr> <td>その他の費用</td> <td>                     「事業者」の運営費                      その他「事業者」が必要とする経費                 </td> </tr> </table>	その他の費用	「事業者」の運営費 その他「事業者」が必要とする経費		
その他の費用	「事業者」の運営費 「事業者」の利益に対する法人税 「事業者」の税引後利益 その他「事業者」が必要とする経費								
その他の費用	「事業者」の運営費 その他「事業者」が必要とする経費								
2	1(2) イ 割賦金利	<p>割賦金利は施設費を事業契約に定める回数によって元金均等の分割支払することに対して国が支払う金利とする。割賦金利の利率については「事業者」の借入に係わる支払金利の利率とその他の金利とに別書きすることとし、利率については第二次審査資料様式[ A 0 0 5 ]における利率と同じとする。</p>	<p>割賦金利は施設費を事業契約に定める回数によって元金均等の分割支払することに対して国が支払う金利とする。</p>						
2	同上	<p>使用する基準金利の期間は 10 年ものとする。</p>	<p>使用する基準金利の期間は 12 年ものとする。</p>						
3	2(1) 維持管理費の支払額算定方法	<p>維持管理費は施設費や割賦金利と同様に、事業期間にわたり年 2 回・全 25 回の支払を想定している。ただし、本施設の引渡日から最初に到来する事業年度末までの支払額（初年度支払額）については、引渡日から最初に到来する事業年度末までの経過日数に応じて生じた費用を日割計算して支払うものとする。なお、維持管理費の支払額は初年度支払額を除き、事業期間を通じて原則として均等額とする。</p>	<p>維持管理費は施設費や割賦金利と同様に、事業期間にわたり年 2 回・全 25 回の支払を想定している。また、支払額は平成 18 年 10 月 1 日供用開始を想定し、事業期間を通じて原則として均等額とする。</p>						
3	2(1) その他の費用の支払額算定	<p>その他の費用は施設費や割賦金利と同様に、事業期間にわたり年 2 回・全 25 回の支払を想定している。ただし、</p>	<p>その他の費用は施設費や割賦金利と同様に、事業期間にわたり年 2 回・全 25 回の支払を想定している。また、</p>						

頁	項目	訂正前	訂正後
		<p>本施設の引渡日から最初に到来する事業年度末までの支払額（初年度支払額）については、引渡日から最初に到来する事業年度末までの経過日数に応じて生じた費用を日割計算して支払うものとする。なお、維持管理費の支払額は初年度支払額を除き、事業期間を通じて原則として均等額とする。したがって、1回の支払額（初年度を除く）は次のとおりとする。</p>	<p>支払額は平成 18 年 10 月 1 日供用開始を想定し、事業期間を通じて原則として均等額とする。</p>
4	2(2) 維持管理費及びその他の費用の支払時期	<p>維持管理費及びその他の費用については、本施設の引渡日から最初に到来する事業年度末までの初年度については、第 1 回目の支払いとして当該事業年度末の翌月末までに、当該事業年度における経過日数において生じた費用について日割計算した金額を支払う。第 2 回目以降の支払いについては、各事業年度における 4 月 1 日から 9 月 30 日までの半期分を翌月の 10 月 31 日、10 月 1 日から 3 月 31 日までの半期分を翌月の 4 月 30 日までに各々 1 回分を支払う。なお、支払日の当日が閉庁日の場合はその前日までに支払うものとする。</p>	<p>維持管理費及びその他の費用については、各事業年度における 4 月 1 日から 9 月 30 日までの半期分を翌月の 10 月 31 日、10 月 1 日から 3 月 31 日までの半期分を翌月の 4 月 30 日までに各々 1 回分を支払う。なお、支払日の当日が閉庁日の場合はその前日までに支払うものとする。</p>
5	4(1) ウ改定方法	<p>基準金利を平成 17 年 6 月 1 日における午前 10 時現在の東京スワップレファレンスレート（TSR）として Telerate17143 ページに掲示されている 6 ヶ月 LIBOR ベース（円/円）金利スワップレート <u>10</u>年ものとし、これに入札時に提案した利ざや（スプレッド）を加えた利率に基づき、割賦金利を改定するものとする。</p>	<p>基準金利を平成 17 年 6 月 1 日における午前 10 時現在の東京スワップレファレンスレート（TSR）として Telerate17143 ページに掲示されている 6 ヶ月 LIBOR ベース（円/円）金利スワップレート <u>12</u>年ものとし、これに入札時に提案した利ざや（スプレッド）を加えた利率に基づき、割賦金利を改定するものとする。</p>

資料- 7 業績等の監視及び改善要求措置要領

頁	項目	訂正前	訂正後
5	2 確認方法 業務報告書	提出時期は毎月最終日終了後の一定期間前とする。	提出時期は毎月最終日終了後の一定期間以内とする。

資料-8 様式集及び記載要領

頁	項目	訂正前			訂正後										
4	事業計画に関する提出書類	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="786 416 920 456">様式番号</th> <th data-bbox="920 416 1061 456">書類名</th> <th data-bbox="1061 416 1451 456">記載指示事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="786 456 920 1369">A-006</td> <td data-bbox="920 456 1061 1369">事業者の損益計算書・利益処分計算書</td> <td data-bbox="1061 456 1451 1369"> <p>...</p> <p>損益計算書における収益及び費用については、実際に当該収益及び費用の入出金が行われる期に計上すること（現金主義での作成）。</p> <p>損益計算書の作成については消費税に関して税抜処理により作成すること。</p> <p>損益計算書における供用開始後初年度の維持管理費については、提案する事業スケジュールにしたがって、月割りによる期間按分額を記入すること。</p> <p>利益処分計算書を作成については、損益計算書上で算定された税引後当期純利益を基に算定し、当該利益処分額については当期に行われるものとして作成すること。</p> <p>当該作成要領で指定される事項を除き、関連規則及び法令等に基づく適切な会計・税務処理によって、損益計算書及び利益処分計算書、貸借対照表を作成すること。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	様式番号	書類名	記載指示事項	A-006	事業者の損益計算書・利益処分計算書	<p>...</p> <p>損益計算書における収益及び費用については、実際に当該収益及び費用の入出金が行われる期に計上すること（現金主義での作成）。</p> <p>損益計算書の作成については消費税に関して税抜処理により作成すること。</p> <p>損益計算書における供用開始後初年度の維持管理費については、提案する事業スケジュールにしたがって、月割りによる期間按分額を記入すること。</p> <p>利益処分計算書を作成については、損益計算書上で算定された税引後当期純利益を基に算定し、当該利益処分額については当期に行われるものとして作成すること。</p> <p>当該作成要領で指定される事項を除き、関連規則及び法令等に基づく適切な会計・税務処理によって、損益計算書及び利益処分計算書、貸借対照表を作成すること。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1464 416 1599 456">様式番号</th> <th data-bbox="1599 416 1740 456">書類名</th> <th data-bbox="1740 416 2134 456">記載指示事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1464 456 1599 986">A-006</td> <td data-bbox="1599 456 1740 986">事業者の損益計算書・利益処分計算書</td> <td data-bbox="1740 456 2134 986"> <p>...</p> <p>本様式の作成については原則消費税等に関して税抜処理により作成すること。提案に当たって採用した会計・税務処理によって消費税等を含んだ方が適切な場合には、消費税等の欄を別途設けて作成すること。</p> <p>当該作成要領で指定される事項を除き、関連規則及び法令等に基づく適切な会計・税務処理によって作成すること。なお、提案にあたって採用した会計・税務処理について簡潔に記載すること。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	様式番号	書類名	記載指示事項	A-006	事業者の損益計算書・利益処分計算書	<p>...</p> <p>本様式の作成については原則消費税等に関して税抜処理により作成すること。提案に当たって採用した会計・税務処理によって消費税等を含んだ方が適切な場合には、消費税等の欄を別途設けて作成すること。</p> <p>当該作成要領で指定される事項を除き、関連規則及び法令等に基づく適切な会計・税務処理によって作成すること。なお、提案にあたって採用した会計・税務処理について簡潔に記載すること。</p>
様式番号	書類名	記載指示事項													
A-006	事業者の損益計算書・利益処分計算書	<p>...</p> <p>損益計算書における収益及び費用については、実際に当該収益及び費用の入出金が行われる期に計上すること（現金主義での作成）。</p> <p>損益計算書の作成については消費税に関して税抜処理により作成すること。</p> <p>損益計算書における供用開始後初年度の維持管理費については、提案する事業スケジュールにしたがって、月割りによる期間按分額を記入すること。</p> <p>利益処分計算書を作成については、損益計算書上で算定された税引後当期純利益を基に算定し、当該利益処分額については当期に行われるものとして作成すること。</p> <p>当該作成要領で指定される事項を除き、関連規則及び法令等に基づく適切な会計・税務処理によって、損益計算書及び利益処分計算書、貸借対照表を作成すること。</p>													
様式番号	書類名	記載指示事項													
A-006	事業者の損益計算書・利益処分計算書	<p>...</p> <p>本様式の作成については原則消費税等に関して税抜処理により作成すること。提案に当たって採用した会計・税務処理によって消費税等を含んだ方が適切な場合には、消費税等の欄を別途設けて作成すること。</p> <p>当該作成要領で指定される事項を除き、関連規則及び法令等に基づく適切な会計・税務処理によって作成すること。なお、提案にあたって採用した会計・税務処理について簡潔に記載すること。</p>													

頁	項目	訂正前	訂正後												
4	事業計画に関する提出書類	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="786 320 920 360">様式番号</th> <th data-bbox="920 320 1061 360">書類名</th> <th data-bbox="1061 320 1422 360">記載指示事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="786 360 920 544">A-007</td> <td data-bbox="920 360 1061 544">事業者の資金収支計算書・貸借対照表</td> <td data-bbox="1061 360 1422 544">... 法人税等、消費税等の納付及び還付については申告書作成年度に入出金されるものとして作成すること。</td> </tr> </tbody> </table>	様式番号	書類名	記載指示事項	A-007	事業者の資金収支計算書・貸借対照表	... 法人税等、消費税等の納付及び還付については申告書作成年度に入出金されるものとして作成すること。	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1467 320 1601 360">様式番号</th> <th data-bbox="1601 320 1742 360">書類名</th> <th data-bbox="1742 320 2107 360">記載指示事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1467 360 1601 890">A-007</td> <td data-bbox="1601 360 1742 890">事業者の資金収支計算書・貸借対照表</td> <td data-bbox="1742 360 2107 890">... 本様式の作成については原則消費税等に関して税抜処理により作成すること。提案に当たって採用した会計・税務処理によって消費税等を含んだ方が適切な場合には、消費税等の欄を別途設けて作成すること。 当該作成要領で指定される事項を除き、関連規則及び法令等に基づく適切な会計・税務処理によって作成すること。なお、提案にあたって採用した会計・税務処理について簡潔に記載すること。</td> </tr> </tbody> </table>	様式番号	書類名	記載指示事項	A-007	事業者の資金収支計算書・貸借対照表	... 本様式の作成については原則消費税等に関して税抜処理により作成すること。提案に当たって採用した会計・税務処理によって消費税等を含んだ方が適切な場合には、消費税等の欄を別途設けて作成すること。 当該作成要領で指定される事項を除き、関連規則及び法令等に基づく適切な会計・税務処理によって作成すること。なお、提案にあたって採用した会計・税務処理について簡潔に記載すること。
様式番号	書類名	記載指示事項													
A-007	事業者の資金収支計算書・貸借対照表	... 法人税等、消費税等の納付及び還付については申告書作成年度に入出金されるものとして作成すること。													
様式番号	書類名	記載指示事項													
A-007	事業者の資金収支計算書・貸借対照表	... 本様式の作成については原則消費税等に関して税抜処理により作成すること。提案に当たって採用した会計・税務処理によって消費税等を含んだ方が適切な場合には、消費税等の欄を別途設けて作成すること。 当該作成要領で指定される事項を除き、関連規則及び法令等に基づく適切な会計・税務処理によって作成すること。なお、提案にあたって採用した会計・税務処理について簡潔に記載すること。													
49	様式番号 A-003	(注)1：...消費税等は含まないこと。	(注)1：...削除												
50	様式番号 A-004 その他様式の改定については別添参照。		(注)3：提案において、割賦金利に事業者の利益及び法人税等が含まれる場合、割賦金利の内訳としてこれらの金額を記載すること。その他の費用に含む場合には、その他事業者が必要とする費用の内訳として金額を記載すること。												
51	様式番号 A-005 その他様式の改定については別添参照。	(注)2：1(1) については...	(注)2：1(1)については...												

頁	項目	訂正前	訂正後
51	同上		(注)7：提案において、割賦金利に事業者の利益及び法人税等が含まれる場合、割賦金利の内訳としてこれらの金額及び算出根拠を記載すること。その他の費用に含む場合には、その他事業者が必要とする費用の内訳として金額及び算出根拠を記載すること。
52	様式番号 A-006 その他様式の改定については別添参照。	(注)1：単位：千円。なお、千円未満については切り捨てること。消費税は含まないこと。	(注)1：単位：千円。なお、千円未満については切り捨てること。消費税は原則含まないこと。提案に当たって採用した会計・税務処理によって消費税等を含んだ方が適切な場合には、消費税等の欄を別途設けて作成すること。年度の欄に過不足がある場合には適宜改定して作成すること（以下様式 A-007 同じ）。
53	様式番号 A-007 様式の改定については別添参照。		
55	様式番号 1-001	応援検察官調室	削除
55	様式番号 1-001	警察官控室	警察官待機室